

資料提供

令和3年11月15日
課名 建設産業課
担当者名 寺尾
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和3年11月15日に、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社トビセ工業	代表者氏名	岡 瑛慈
主たる営業所の所在地	福山市水呑町 4154-6		
許可番号	広島県知事許可（般-2）第37600号		
許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業，解体工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年11月15日	処分を行う者	広島県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（第8条第8号該当）		
処分の内容	許可の取り消し （とび・土工工事業，解体工事業に関する一般建設業の許可の取消）		
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
株式会社トビセ工業の元役員は、刑法第204条の罪により罰金刑が確定（平成26年7月1日付け福山簡易裁判所）し、その刑の執行を終了した平成26年8月8日から5年を経過しない期間（平成30年2月28日から令和元年5月1日まで）に役員に就任していた。このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。			